個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課土地・家屋償却担当	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税に利用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3宛名番号、4通知書番号・宛名番号、5物件番号・家屋番号・建物番号、6対象年度、7課税区分、8所在地番、9地目、10地積、11画地番号、12正面・側方・二方の路線番号、13間口・奥行、14補正情報・補正率、15床面積、16種類構造、17階層、18建築・滅失年月日、19登記事由・原因・閉鎖年月日、20都市計画・市街化区分、21非課税区分、22再建築費、23新築減額対象面積、24特例・軽減対象面積、25評価額、26課税標準額、27軽減税額、28小規模・大規模・非住宅の地積、29共有者の持分、30敷地権割合、31口座情報、32税額、33年税額、34納期限、35個人番号	
記録範囲	市内に土地・家屋を所有する者	
記録情報の収集方法	法務局からの通知、納税義務者からの申告・申請、実地調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課土地・家屋償却担当	
	〒745-8655　周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（償却資産）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課土地・家屋償却担当	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税(償却資産）の課税に利用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3宛名番号、4通知書番号・宛名番号、5評価額、6課税標準額、7税額、8年税額、9納期限、10種類別取得価格及び合計、11種類別評価額及び合計、12種類別帳簿価格及び合計、13種類別決定価格及び合計、14種類別課標及び合計、15種類別特例控除額及び合計、16種類別特例課標及び合計、17種類別控除前課標及び合計、18種類別減免控除額及び合計、19種類別減免課標及び合計、20非課税フラグ、21申告情報、22償却所在地、23種類別特例・減免名称、24事業所情報、25耐用年数、26個人番号	
記録範囲	市内に償却資産を所有する者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告・申請、実地調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課土地・家屋償却担当	
	〒745-8655　周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	羅災証明書発行ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課家屋償却担当	
個人情報ファイルの利用目的	罹災証明書発行に利用する	
記録項目	1住所、2氏名、3生年月日、4家屋所在地、5住家被災状況、6家屋図面	
記録範囲	市内に住家を所有する者	
記録情報の収集方法	被災者からの通知、住民基本台帳、家屋課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課家屋償却担当	
	〒745-8655　周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税一担当	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税賦課に利用するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4財産状況（軽自動車の情報）、5課税額、6納税額、7納税状況、8心身の機能の障害、9個人番号	
記録範囲	軽自動車税の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人（軽自動車税申告書、軽自動車税減免申請書）、他課（照会、収納情報の提供）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税一担当	
	〒745-8655　周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納税者ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税一担当	
個人情報ファイルの利用目的	納税証明書発行のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4課税額、5納税額、6納税状況	
記録範囲	市税が賦課されている者	
記録情報の収集方法	他課（収納課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税一担当	
	〒745-8655　周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税及び森林環境税賦課情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税二担当	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税及び森林環境税を賦課するために使用する。所得・課税証明を交付するために使用する。	
記録項目	1宛名番号、2納税通知書番号、3住所、4氏名、5世帯主氏名、6生年月日、7性別、8続柄、9個人番号、10世帯番号、11送付先情報、12納税管理人情報、12課税資料情報、13課税非課税区分、14賦課資料区分、15入力区分、16異動事由、17異動年月日18処理年月日、19決議年月日、20均等割・非課税区分、21減免額、22給与特別徴収情報、23公的年金特別徴収情報、24普通徴収情報、25異動区分、26異動年月日、27課税年度、28調定年度、29収入金額、30所得金額、31所得控除額、32税額控除額、33調整控除額、34課税標準額、35差引所得割額、36均等割額、37年税額、38資料番号、39扶養情報、40配偶者情報、41人控除情報、42専従者情報、43確申青白区分、44徴収区分	
記録範囲	市・県民税賦課対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申告（市・県民税申告書、確定申告書）、給与支払者報告書、公的年金支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国、県、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税二担当	
	〒745-8655、周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税及び森林環境税特別徴収義務者ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税二担当	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税及び森林環境税の特別徴収義務者を管理するために使用する。	
記録項目	1宛名番号、2法人番号、3事業者名、4所在地、5指定番号、6連絡先、7送付先、8課税年度、9合計人数、10現在人数、11年税額、12月割額、13総括表区分、14納入書区分、15納期特例、16納税義務者ID、17通知先メールアドレス、18受取方法	
記録範囲	市・県民税の特別徴収義務者	
記録情報の収集方法	特別徴収義務者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税二担当	
	〒745-8655、周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	確定申告書ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税二担当	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税を賦課するために使用する。所得・課税証明を交付するために使用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3職業、4屋号・雅号、5性別、6世帯主の氏名、7世帯主との続柄、8生年月日、9電話番号、10税務署整理番号、11受付簿番号、12個人番号、13収入金額、14所得金額、15所得控除 額、16差引所得税額、17税額控除額、18源泉徴収税額、19申告納税額、20予定納税額、21納める税金、22還付される税金、23住民税・事業税に関する事項	
記録範囲	所得税申告者	
記録情報の収集方法	税務署からの収集による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税二担当	
	〒745-8655、周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐有　☑無	☐法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税申告書ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税二担当	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税を賦課するために使用する。所得・課税証明を交付するために使用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3宛名番号、4個人番号、5勤務先、6生年月日、7電話番号、8収入金額、9必要経費、10専従者情報、11所得金額、12所得控除額、13納税方法、14課税方式の選択、15所得に関する事項、16配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項、17事業税に関する事項、18税額控除に関する事項、19所得金額調整控除に関する事項、20所得のなかった方の記載事項	
記録範囲	市・県民税申告者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税二担当	
	〒745-8655、周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税年金特徴対象者ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課市民税二担当	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の年金特徴対象者を管理するために使用する。	
記録項目	1課税年度、2氏名、3住所、4性別、5生年月日、6年金保険者、7基礎年金番号、8年金の種類，9対象者通知区分、10年金額、11特別徴収依頼、依頼内容（01）、12依頼結果（02）、13特徴停止依頼、依頼内容（41）、14依頼結果（42）、15特徴税額変更等依頼内容（63）、16依頼結果（64）、17特別徴収情報回数割額、18特別徴収結果（22）	
記録範囲	市・県民税の年金特徴対象者	
記録情報の収集方法	年金保険者からの通知（特別徴収対象者情報通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止の処理結果通知）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部課税課市民税二担当	
	〒745-8655、周南市岐山通１丁目１番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	